

12/26 歯科診療報酬改善厚労省要請に向け、現場からの声をお寄せください！！

兵庫県保険医協会歯科部会 [返信 FAX078-393-1802](tel:078-393-1802) 12/25×切

診療報酬改定は（薬価含め）5回連続マイナス改定！怒りの声

2024年診療報酬改定は（注：6月施行、薬価は4月）+0.88%（国費800億円程度）、薬価▲0.97%（国費▲1,200億円程度）、材料価格▲0.02%（国費▲20億円程度）が示されました。

歯科の改定率は+0.57%（40歳未満の勤務歯科医師や、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置分含む）となりました。しかし、歯科の全医療費に占める割合は約7%であり、歯科の医療費上昇分は、全体の0.04%分の引き上げにしかありません。

医療経済実態調査で、歯科診療所（個人）はコロナ禍を経て医業収益も保険診療収益もマイナス、一方、費用面は人件費やさらなる感染対策の増加、物価高騰とりわけ水道光熱費は大幅増加で、損益差額も750万円未満が42.7%と非常に厳しい経営状況に陥っていることがわかりました。長年の医療費抑制政策を継続し、物価、光熱費の高騰が続く中、この改定率では、まったく間尺に合わない不十分なもので、歯科医療の質の担保も危ぶまれる危機的な改定です！！診療報酬の大幅引き上げが必要です。

保険医協会・保団連は、歯科診療報酬大幅引き上げ・不合理是正について医師・歯科医師署名（兵庫協会で2000筆突破！まだの先生はご協力ください）、国会議員要請、そして厚労省への要請を積み重ねています。12月26日の保団連の厚労省要請へ歯科診療現場からの不合理是正含めた切実な声を届けたいと思います。ご協力ください！

◆歯科診療報酬の改善すべき項目を チェックしてください。（複数回答可）

- 物価、光熱費、人件費の高騰に見合う、初・再診料の大幅引き上げを
- 歯科の基礎的技術料の評価を抜本的に引き上げること（
- 歯科衛生士の評価拡大（実地指の算定要件の拡大、
- 歯科技工士の評価拡大（歯科技工関連点数の大幅引き上げ、
- 処置時の麻酔薬剤料を手術同様算定可能に（抜髄、感根処、歯冠形成、充形、修形時の浸麻）
- 2年間の成功報酬である、クラウン・ブリッジ維持管理料の廃止
- Ni-Ti ロータリーファイルを用いた根管形成・拡大をCT等がない場合でも認めること
- 同月内一回限りとなっている「歯リハ1」について義歯調整は必要に応じ算定可能に。
- その他（

歯科診療報酬 マイナス改定への怒りの声・自由意見

・
・

診療報酬大幅引き上げ署名



（ 市区町・医療機関名 ご氏名 ）